

令和5年度 宮城県社会福祉協議会事業計画

経営理念

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

経営方針

- 1 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進
- 2 被災地域の再生に向けた市町村協等と連携・協働による継続支援
- 3 地域における福祉サービスの担い手の支援
- 4 安心して暮らせる地域づくりの推進
- 5 より信頼される法人を目指した運営基盤の強化
- 6 本会施設等における質の高いサービス提供とセーフティネット機能の発揮

令和5年度事業の基本的な考え方

近年の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展に伴う家族間や地域における支え合いの機能の脆弱化とともに、コロナ禍や非正規雇用等の複合的な要因による生活困窮、更には8050問題やヤングケアラーといった社会的孤立などの課題が山積し、福祉ニーズは複雑化しており、既存の社会保障や福祉政策では対応しきれない状況にあります。

そうした中、国は地域住民の参画と協働により誰もがともに支え合う「地域共生社会」の実現に向けて「重層的支援体制整備事業」などを活用し、地域住民が抱える困難な問題をワンストップで受け止める包括的な支援体制の整備を進めることとしています。

宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）としても、県と連携・協力し、市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）をはじめ、地域福祉活動を推進する関係機関等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」の運営を通じて、情報・課題の共有や、実態調査及び情報発信を行い、各市町村における地域共生社会の実現へ向けた取組・事業が円滑に進められるよう、積極的に取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス感染症によって、地域における市民活動や地域づくりが停滞したり、福祉人材の確保・育成の機会が減少するなどの影響を受けていますが、「新しい生活様式」を踏まえた事業展開を継続し、その課題解決に努めながら地域福祉の推進を図ります。また、運営施設、事業所においても感染予防を行い、利用者の安全や安心の確保に努めます。

県社協では、これらの社会動向・地域状況を踏まえ、令和5年度を初年度とする「宮城県社会福祉協議会第三期地域福祉推進計画」（以下「地域福祉推進計画」という。）に基づいた各種事業の推進と、「被災地（者）支援指針」の普及、理解促進に努めます。また、限られた財源の効率的な活用、各種事業の充実、施設・事業所の適正な運営等、組織体制の強化を図ります。

以上により、県社協の理念・使命を果たすため、次の事務事業に取り組みます。

主な事務事業

1 地域住民が支え合う地域共生社会実現のための“地域づくり”の推進

【地域福祉推進計画…基本方針1】

138, 239千円

(1) 地域福祉活動の推進

宮城県と共に宮城県地域共生社会推進会議を運営し、各構成団体の地域共生社会に関する実態把握と情報提供や理解の促進に向けた取組を行います。また、介護予防・日常生活支援総合事業などの円滑な実施に向けて、市町村支援のプラットフォームとして宮城県が設置する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」の事務局運営事業において、市町村が取り組む多様な生活支援ニーズに対するサービスの充実が図れるよう支援します。

地域福祉の活動を住民組織と共助で効果的・効率的に実践するため「地域福祉活動計画」を策定する市町村社協の支援を行います。また、コミュニティソーシャルワークの視点を持つ人材を育成するための研修を開催し、市町村社協をはじめ地域福祉関係職員の資質の向上に取り組みます。

(2) 市町村社協の基盤強化とネットワークの充実

市町村社協が連携し、情報共有、課題研究及び基盤強化、職員の資質向上を図るため「宮城県市町村社会福祉協議会連絡会」を運営し、社会情勢、ニーズや課題に即した事業推進と人材育成など、組織基盤の強化及び職員の資質向上を図ります。

(3) ボランティアの育成と福祉教育の推進

地域に暮らすあらゆる年代の方々が多様なボランティア・市民活動に参加できるよう市町村社協ボランティアセンターの機能充実に向けて支援します。また、住民の社会福祉問題への関心と理解を深めるとともに、地域における具体的な活動の展開に向けて、地域指定福祉教育推進事業を市町村社協と共に実践していきます。

(4) 災害ボランティアセンターの受入れ体制の整備

災害ボランティアセンターの設置運営に関するノウハウのほか、発災から復旧支援、仮設住宅入居期以降の生活支援とコミュニティ形成など長期にわたり住民に寄り添う社会福祉協議会らしい被災者支援が展開されるよう人材の育成に努めます。また、効果的に災害支援活動が展開できるようICT技術を積極的に導入していきます。

(5) 各種団体が実施する福祉活動の推進

県に対する要望活動を行い、各種団体の福祉課題の解決に向けて支援します。宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会における事務局を担い、災害時の

福祉支援体制整備だけでなく、平常時からネットワーク構築を推進していきます。

県内の障害者入所施設において、新型コロナウイルス感染症が発生し、サービスの継続が困難となった場合には、県内法人間の応援派遣職員の調整を行います。

(6) 「被災地（者）支援指針」を踏まえた各種事業の推進

将来起こり得る大規模災害への備えとして、県社協が策定した「東日本大震災支援における10年の検証と提言 被災地（者）支援指針」で取りまとめた東日本大震災後の復興支援から得られたノウハウを、各種研修や会議、個別の市町村社協訪問などにより、県内での理解促進に努めます。

2 被災地域の再生に向けた市町村社協等と連携・協働による継続支援

【地域福祉推進計画…基本方針1】

16,432千円

(1) 被災市町村社協への支援

災害公営住宅を含むコミュニティ構築支援や、被災者支援の取組から平時の地域福祉活動への移行など、被災市町村社協の個別の状況に合わせた助言や情報提供の支援を行います。また、職員のスキルアップ研修を開催し、人材育成の支援を行います。

3 地域における福祉サービスの担い手の支援

【地域福祉推進計画…基本方針1、2】

763,221千円

(1) 地域福祉活動を実践する人材の育成

60歳以上のシニア層のスポーツ・文化の祭典「ねんりんピック愛媛2023」への選手派遣や啓発活動、「宮城シニア美術展」を開催し、県内で広く生きがいや健康づくりを促進するとともに、県内5校の「いきいき学園の運営」により、それぞれの地域の福祉や社会貢献活動へ参画できるリーダー的人材の育成に努めます。

(2) 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施

「地域共生社会の実現に向けた取組」が、高齢者・障害者・児童など多様な福祉分野・関係者の共通の課題として、行政と連携し包括的な支援体制を組んでいく中で、それぞれの福祉サービスの専門性も高めながら、一方で、地域の課題把握や協働事業を模索するなど、社会福祉法人・福祉施設・事業所等が提供する福祉サービスが向上するような研修や情報提供により質の向上を図ります。

研修の手法については、引き続き感染予防に配慮し新しい生活様式を踏まえ、多様な形態を実践していきます。

(3) 幅広い人材の確保に向けた事業の実施

宮城県福祉人材センターにおいて、福祉人材無料職業紹介事業による福祉の職業紹介と就労斡旋をはじめ、ハローワークや教育機関などと連携した「福祉の仕事就職面談会」の開催や、年齢などに応じた進路や就業相談の実施、介護などの福祉人材の確保、定着に向けた研修を開催します。また、動画などによるPR活動を展開し、宮城県福祉人材センターの認知度向上及び福祉の仕事に対するイメージアップを図ります。

福祉人材の確保を促進するため、離職介護士等の届出制度に係る取組を実施するとともに、介護福祉士修学資金などの貸付事業により修学や就職を支援します。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

【地域福祉推進計画…基本方針3】

644, 568千円

(1) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業では、福祉サービス利用に関する相談や日常的金銭管理などを行い、関係機関と連携して利用者への支援を行います。

成年後見制度の利用促進を目的として、宮城県が主催する広域的な支援関係機関との情報交換会に参加します。

運営適正化委員会は、利用者、家族、福祉サービス事業者などに対して、幅広く苦情解決制度の周知を図るほか、研修会の開催や巡回訪問を実施し、苦情解決体制の充実に努めます。

(2) 安心して暮らせる地域づくりの推進

様々な課題を抱える低所得者世帯に対し、市町村社協や民生委員などと連携し、その世帯に即した生活福祉資金の貸付けを行いながら生活の自立を支援します。また、新型コロナ特例貸付を含めた債権管理については、償還計画に基づき適正に返済されるよう、市町村社協をはじめ関係機関と連携して償還指導を行います。

中国帰国者などが、日本語学習支援や交流活動に参加しながら地域で安心して暮らし続けることができるよう支援します。また、コロナ禍で中止となっていた東北圏域の交流会などを再開し、東北センターとしての役割を果たしていきます。

5 より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

【地域福祉推進計画…基本方針4】

276, 574千円

(1) 安定した運営のための組織体制強化と財源確保

コンプライアンス（法令遵守）を基本に事務事業の進捗状況を把握し、計画的な予算の執行、基金の運用、資金の確保など、財産管理と不祥事防止など運

営上のリスク管理の徹底を図り健全な法人運営に努めます。また、限られた補助金・委託費等の効率的な執行や基金の的確な運用を図り運営基盤の強化を図ります。

(2) 人材確保及び人材育成の推進

適正な福祉サービスの提供および事業の円滑な実施に向け、職員の採用に積極的に取り組んでいきます。

さらに、宮城県社会福祉協議会研修規程等に基づき、人材育成階層型研修の仕組みづくりと実践に取り組み、組織の強化と一人ひとりのスキルアップに努めます。

また、組織全体として専門職の研修や福祉資格の取得促進・助成、自主企画事業等により専門性の高い福祉人材の育成に努めます。

(3) 地域福祉推進のための情報発信

地域福祉の推進に向けた情報発信として、宮城県社会福祉大会、地域共生社会実現に向けたフォーラム、各種研修会の開催やホームページで発信する情報の拡充に努めます。また、広報誌「福祉みやぎ」で多面的な情報の発信や障害者の方への配慮を行い、一人でも多くの方に関心を持っていただけるよう、掲載内容の充実を図ります。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

感染症の分類が5類に移行しても、各種事業などの実態に即した対策を行い、感染予防に努めます。また、感染予防への意識向上を図るとともに、「新しい生活様式」を踏まえた事業展開を行います。

施設・事業所などにおいては、感染症対策に必要な研修等を行い、万が一感染症が発生した場合には速やかに対応し、利用者の安全な生活を確保します。

6 本会施設等における質の高いサービス提供とセーフティネット機能の発揮

【地域福祉推進計画…基本方針4】

4, 360, 633千円

(1) 指定管理施設の適正な運営

施設の設置目的・管理運営の基本方針に沿った事業計画のもと、人員配置及び管理運営、施設の維持管理を適切に行います。

事業実施においては、利用者サービスの向上や安全対策、個人情報の保護、障害者就労施設等からの物品等の調達や情報公開に取り組みます。また、県立施設としてセーフティネット機能が発揮できるよう、多様な利用者ニーズや被災者の受入れを行います。

(指定管理施設：宮城県船形の郷、宮城県援護寮、宮城県七ツ森希望の家、宮城県啓佑学園・第二啓佑学園、宮城県介護研修センター)

(2) 自主運営施設や事業所等における質の高いサービスの提供

障害者（児）や高齢者が身近な地域で安心して暮らせるよう、必要な施設及び福祉サービス事業の運営を行います。利用者のニーズやライフステージに応じた質の高いサービスが提供できるよう、職員スキルの向上に努めます。また、計画的な事業運営により、人員配置及び施設整備等を適宜行い、利用者の安全で安心な生活を確保します。

（主な自主運営施設及び事業：特別養護老人ホーム和風園、養護老人ホーム偕楽園、救護施設太白荘、共同生活援助事業（グループホーム）、生活介護事業等）